

2022年2月1日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「未利用口座管理手数料」のお取扱内容変更について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）は、口座の利用促進不正利用による被害の防止を目的に、2年以上ご利用いただいていない口座に対し「未利用口座管理手数料」を設定しておりますが、この度不正防止強化の観点から、2020年12月30日以前に開設された個人のおお客様の普通預金・貯蓄預金も対象に追加させていただきます。

（これまでは、2021年1月4日以降に新たに開設された個人のおお客様の普通預金・貯蓄預金のみを対象としておりました。）

なお、未利用口座管理手数料は、**2年以上の長期間にわたりご利用されていない預金口座を対象**とするものであり、日頃から預金口座の入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客様の預金口座は対象になることはありません。

当行は、今後もより一層お客様にご利用頂きやすいサービスのご提供と、機能の充実に努めていく所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

< 未利用口座管理手数料概要 >

手数料	年間 1,320 円（消費税込み） ※ 初回引き落とし予定日は2023年2月5日です。
対象口座	個人のおお客様の普通預金、貯蓄預金のうち、ご入金やご出金、口座振替等のお取引につき、 手数料引落日（毎年2月5日）から遡って2年以上ご利用のない預金口座 を対象とします。
対象外口座	（1）口座残高が1万円以上である場合。 （2）同一店で、預かり金融資産（定期預金、定期積金、投資信託、外貨預金等）のお取引が1円以上あるお客様。 （3）同一支店で、ご融資のお取引があるお客様。
未利用口座に対するお取扱	（1）未利用口座の対象となった際は、当行にご登録頂いているご住所宛にお知らせを郵送致します。 （2）郵送後、一定期間（約3ヶ月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合、対象口座から未利用口座管理手数料を引落しします。 （3）預金口座残高が、本件手数料未満の場合は預金残高全額を引き落とし、自動的に預金口座を解約（預金口座残高0円の預金口座も含みます）させていただきます。 （4）引き落としした本件手数料のご返却、及び解約させて頂いた預金口座の再利用はできませんのでご了承願います。

以上

お問い合わせ 本業支援戦略部：内田 023-631-0001（代）